

副

許可通知書

申請書及び添付図書に記載の行為は、土地区画整理法第76条の規定により下記条件を附して許可する。

許可番号 第 号
許可年月日 平成 年 月 日

この箇所は、記入しないでください。

申請行為者 住所 幸手市東4-6-8

正本に記入した申請者の住所、氏名を記入してください。

氏名 幸手 太郎 様

幸手市長

施行者の意見

条件その他

事業施行の際には、事業に支障をきたさないよう協力すること。

正本と同じに記入してください。

代理人住所氏名	幸手市東4-5-10 区画一級建築士事務所 区画 一朗		
一級建築士登録 第 1234567 号 TEL 0480-44-3366			
土地区画整理事業の名称	幸手都市計画事業幸手駅西口土地区画整理事業		
申請行為の場所	幸手市南3丁目	地積	000.00 m ²
申請行為の種類	① 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積 ② 建築物その他の工作物の <u>新築</u> ・改築・増築		
申請行為の概要	建築物	用途 <u>専用住宅</u> 構造・階数 <u>木造2階建</u> 建築面積 <u>00.00</u> m ² ・延床面積 <u>000.00</u> m ² ・最高高さ <u>0.00</u> m	
	排水施設	汚水 <u>浄化槽</u> 雑排水 <u>浄化槽</u> 放流先 <u>宅地内</u>	
	工作物	RC擁壁H0000、L=00m、CB3段積+ネットフェンスH000、L=00m	
	土地の形質の変更	盛土V=000m ³ 、切土V=000m ³ 、コンクリート舗装000m ²	
	物件の設置、堆積		
土地所有者住所氏名及び土地使用承諾印	幸手市南3-16-6 西口 花子		
土地借地権者住所氏名			
工事着手・完了予定年月日	着手予定 平成 00年 00月 00日	完了予定	平成 00年 00月 00日

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、幸手市長に対して異議申立てをすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、幸手市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 上記1の異議申立てをした場合においては、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、幸手市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。